農用地利用計画の変更(除外申出)等の手続きについて

1 変更の種類は?

変更には、農業上の用途区分間での変更(例:農地から農業用施設用地へ)を行う軽微変更と、農業以外の用途に変更する重要変更とがあります。

変 更→→|→→ 軽微変更 →→→ 農業上の用途区分変更

畜舎・温室・作業場等、農業経営上必要な施設を作る時に 必要な手続きです。この場合、農業振興地域内農用地(以下 「農用地区域」という。)の指定はそのままで、除外の扱いと はなりません。

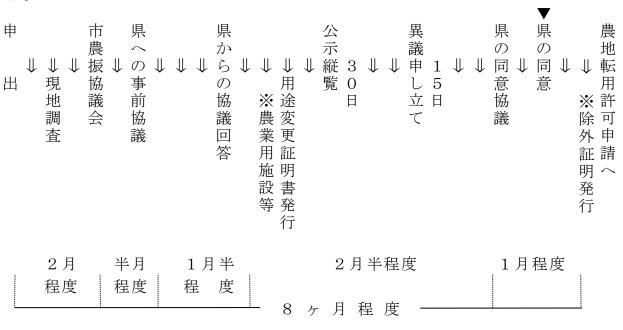
→→ 重要変更 →→→ 農業以外の用途に変更

農用地区域からの除外(以下「農振除外」という。) する手続きが必要です。

2 変更に要する期間は?

変更申出から手続き終了するまでの期間は、以下のとおりです。

申出の結果については、「▼県の同意」が得られた段階で代理人宛にご連絡しています。



除外申出等の受付は、1月、5月、9月の各月末日です。ただし、書類に不備・ 不足があると受付ができませんので、申出を予定している月の前月までには、事前 相談を必ず行ってください。

なお、必ず裏面の留意事項についてご一読ください。

農用地利用計画の変更(除外申出)等にあたっての留意事項

- 1 開発許可や農地転用など他法令上の問題がないことが前提となりますので、事前 に開発指導課及び農業委員会、その他許認可等が必要となる場合は関連部署での相 談を必ず行ってください。
- 2 申出のあった書類については、申出内容により国、埼玉県、所沢市農業委員会及 び所沢市農業振興地域整備促進協議会(以下「農振協議会」という。)へ情報提供を いたします。
- 3 申出書に添付する公的書類については、3カ月以内発行のものを提出ください。
- 4 申出地については市職員等が敷地内にて写真撮影などにより現地調査をさせていただきます。
- 5 農振除外日以降、1年以内に転用申請されなかった土地については、農用地区域 に編入します。農振除外に基づく所沢市農業振興地域整備計画(以下「農振整備計 画」という。)の変更後は、速やかに農地転用許可等の手続きを進めてください。
- 6 農用地利用計画の変更の申出面積により県での関係部局調整が必要な場合等は、 8ヶ月以上要することがあります。
- 7 平成31年度中は農振整備計画の全体見直しの改定手続きを行うことから、 **農振除外等の申出の受付を平成31年5月から一時的に停止します。** なお、受付の再開については、平成32年5月を予定しています。

お問い合わせ 所沢市産業経済部農業振興課 04-2998-9158